

## 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱

制定	昭和49年12月24日	告示第1209号
改正	昭和50年11月1日	告示第 905号
	昭和54年3月8日	告示第 179号
	昭和57年3月2日	告示第 199号
	昭和60年3月29日	告示第 361号
	昭和61年6月17日	告示第 576号
	昭和62年5月8日	告示第 482号
	昭和62年11月17日	告示第1092号
	昭和63年10月7日	告示第 989号
	平成2年10月20日	告示第 900号
	平成4年10月29日	告示第 946号
	平成6年1月31日	告示第 84号の2
	平成7年6月1日	告示第 447号
	平成7年12月26日	告示第1019号
	平成8年1月23日	告示第 78号
	平成9年3月28日	告示第 342号
	平成9年12月24日	告示第1065号
	平成11年4月1日	告示第 341号の11
	平成15年3月31日	告示第 350号の3
	平成17年4月1日	告示第 558号
	平成19年3月30日	告示第 456号
	平成20年3月31日	告示第 349号
	平成21年3月31日	告示第 393号
	平成22年3月26日	告示第 258号
	平成22年3月31日	告示第 337号
	平成23年3月18日	告示第 175号
	平成24年3月23日	告示第 239号
	平成25年3月29日	告示第 338号
	平成27年3月31日	告示第 313号
	平成28年3月1日	告示第 252号
	平成28年4月1日	告示第 500号
	平成30年3月30日	告示第 295号
	平成31年4月2日	告示第 333号
	令和元年7月1日	告示第 125号の2
令和3年3月26日	告示第 279号	

## 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、墓園等の建設又は太陽光発電設備の設置の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益的施設 教育、医療、交通、購買、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(適用の除外)

**第3条** この要綱は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

- (1) 施行区域の面積が5ヘクタールに満たない土地利用事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同法第7条第1項の規定による市街化調整区域を除く）内において同法第4条第12項に規定する開発行為として行う土地利用事業であつて、施行区域の面積が10ヘクタール未満のもの
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業
- (5) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う農業、林業又は漁業に係る土地利用事業
- (6) 国又は地方公共団体が出資している公社等で別に定めるものが行う土地利用事業
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内で行う土地利用事業
- (8) その他知事が公益上必要と認める土地利用事業

(事業者の協力)

**第4条** 事業者は、土地利用事業の施行に当たつて、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び市町の建設に関する基本構想（土地利用計画、総合計画等）との整合性を図るほか、県及び市町が実施する土地利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

**第5条** 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別に定める基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

**第6条** 5ヘクタール以上の一団の土地について土地利用事業を施行しようとする事業者

は、法令（国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、温泉法（昭和23年法律第125号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第1号による実施計画承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の実施計画承認申請書には、当該承認の申請に係る土地利用事業の施行区域を管轄する市町の長（以下「市町長」という。）の当該承認の申請に係る土地利用事業に対する指導を終えた旨を証する書面を添付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（市町長の意見）

**第7条** 知事は、前条第1項の承認の申請があつたときは、市町長及び関係市町の長の意見を聴くことができる。

**第8条及び第9条** 削除

（承認の基準及び条件）

**第10条** 知事は、第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が別に定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

2 知事は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、第6条第1項の承認に条件を付することができる。

**第11条及び第12条** 削除

（災害の防止等の調査）

**第13条** 知事が特に必要と認める土地利用事業については、事業者は、災害の防止及び環境の保全に関する事項その他この要綱の目的の達成のために知事が必要と認める事項について調査しなければならない。ただし、事業者は、施行しようとする土地利用事業が静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）の対象事業に該当するときは、同条例第15条の規定により選定する調査項目以外のもので知事が必要と認める事項について調査しなければならない。

（地位の承継）

**第14条** 次に掲げる土地利用事業について事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ、様式第5号による地位承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第6条第1項の承認を受けた事業

(2) 第6条第2項の申請をした事業

2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

3 前項の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、様式第6号による地位承継届を知事に提出しなければならない。

（変更の承認）

**第15条** 事業者は、土地利用事業の工事完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、様式第7号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条及び第10条の規定は、前項の場合について準用する。

（届出）

**第16条** 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人にあつてはその代表者の氏名を変更したとき。 様式第8号

- (2) 工事施行者を変更したとき。 様式第9号
- (3) 防災工事に着手しようとするとき、又はその工事が完了したとき。 様式第10号
- (4) 防災工事以外の工事に着手しようとするとき、若しくはその工事が完了したとき、又は工事を1月以上中止しようとするとき、若しくはその工事を再開しようとするとき。 様式第11号
- (5) 事業を廃止しようとするとき。 様式第12号  
(関連公共施設の整備)

**第17条** 土地利用事業の施行に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

- 2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として当該施設の所在する区域を管轄する市町に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、当該市町長と事業者との協議により定めるものとする。

**第18条** 削除  
(協定の締結)

**第19条** 知事は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

- (1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置
- (2) 自然環境又は生活環境の保全等
- 2 知事は、前項各号に規定する事項及び土地利用事業に起因して発生する災害に対処するための災害補償等に関する事項について、必要があると認めるときは、市町長に対し、事業者との間に協定を締結するよう要請することができる。  
(調査)

**第20条** 知事は、この要綱の施行のため必要な限度において、土地利用事業に関する土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

- 2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。
  - (1) 第6条第1項又は第15条第1項の承認の申請があつたとき。
  - (2) 防災工事施工中又はその工事が完了したとき。
  - (3) 防災工事以外の工事施工中又はその工事が完了したとき。
  - (4) その他知事が特に必要と認めるとき。

(報告、指導等)

**第21条** 知事は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その指導又は助言を受けた者に対し、その指導又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。
- 3 前項の報告は、様式第14号による是正報告書によつて行うものとする。  
(標準処理期間)

**第22条** 次の各号に掲げる事務に係る標準処理期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条第1項の承認 120日
- (2) 第15条第1項の承認 90日
- 2 前項の標準処理期間は、第6条第2項又は第15条第1項の申請書(以下「申請書」という。)を受け付けた日から起算して、当該申請に係る事務処理の結果に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書の不備その他の事由により、当該申請書の内容の照会又は補正に要した日数は、除くものとする。
- 3 知事は、申請書が所定の様式又は内容を具備していない場合には、当該申請書を受け付けた日の翌日から起算して5日以内にその旨を明らかにして当該申請書を返戻するも

のとする。ただし、申請書の不備の程度が軽易なものであるときは、返戻に代えて書面又は口頭により当該申請書の補正を求めることができる。

- 4 知事は、特別の事由により、申請に係る事務処理が標準処理期間を著しく超えることが予測される場合には、あらかじめ標準処理期間内に処理できない旨を当該申請をした事業者へ通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、昭和49年12月24日から施行する。
- 2 この告示施行前に、静岡県土地利用対策委員会設置規程（昭和47年4月20日制定）第1条に規定する静岡県土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）に対してした同規程第2条の規定による承認の申請（以下「本承認の申請」という。）に係る土地利用事業で、この告示施行の際、現にこれに対する承認がなされていないものの処理については、防災に関する基準（別表第1の第3第1項第23号から第31号までの基準をいう。以下同じ。）を除き、なお従前の例による。
- 3 この告示施行前に委員会に対してした静岡県土地利用対策委員会運営要領（以下「要領」という。）第3条の規定による承認の申請（以下「事前申請」という。）に係る土地利用事業で、この告示施行の際現に当該事前申請に対する承認がなされていないものの処理については、防災に関する基準を除き、なお従前の例による。
- 4 この告示施行前に要領第3条の規定による事前申請に対する委員会の承認がなされた土地利用事業又はこの告示施行後前項の規定により従前の例によることとする要領第3条の規定による事前申請に対する承認がなされた土地利用事業については、当該事前申請に対する承認の日から起算して3年間に限り、防災に関する基準を除き、なお従前の例による。
- 5 事業者は、事前申請の承認のあつた日から2年以内に本承認の申請をすることができないときは、その理由を知事に報告しなければならない。

#### 附 則（昭和50年11月1日告示第905号）

この告示は、昭和50年11月1日から施行する。ただし、附則第2項から第5項までの改正規定は、昭和51年3月1日から施行する。

#### 附 則（昭和54年3月8日告示第179号）

- 1 この告示は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第12条第1項の規定によりなされた地位の承継の承認申請及び同要綱第13条第1項の規定によりなされた変更の承認申請で、この告示施行の際現にこれに対する承認がなされていないものの処理については、なお、従前の例による。

#### 附 則（昭和57年3月2日告示第199号）

- 1 この告示は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条の規定によりなされた承認申請及び同要綱第10条の規定によりなされた事前協議の申出で、この告示施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和60年3月29日告示第361号）

- 1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条の規定によりなされた承認申請及び同要綱第10条の規定によりなされた事前協議の申出で、この告示施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和61年6月17日告示第576号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示の施行前に、改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第10条の規定により知事の同意を得た土地利用事業に関する計画に係る別表の適用については、なお、従前の例による。

**附 則** (昭和62年5月8日告示第482号)

- 1 この告示は、昭和62年5月11日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(以下「旧要綱」という。)第6条又は第10条の規定によりなされた承認申請又は事前協議の申出でこの告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの及びこの告示の施行前に旧要綱第10条の規定により知事の同意を得たものの処理については、旧要綱別表第2の4の(2)のアの(エ)を除き、なお、従前の例による。

**附 則** (昭和62年11月17日告示第1092号)

- 1 この告示は、昭和62年12月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項又は第10条第1項の規定による承認の申請又は事前協議の申出がなされているものについては、改正後の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱別表の第2の4の規定は、適用しない。

**附 則** (昭和63年10月7日告示第989号)

- 1 この告示は、昭和63年10月17日から施行する。
- 2 この告示の施行の前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(以下「旧要綱」という。)第6条第1項又は第10条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出でこの告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施行前に旧要綱第10条第1項の規定により知事の同意を得たものについては、改正後の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱別表の第3の1の(7)及び(52)、2の(4)及び(38)、3の(7)、4の(4)、5の(5)及び(46)、6の(1)、(11)及び(13)、7の(2)及び(5)並びに8の(1)及び(8)の規定は、適用しない。

**附 則** (平成2年10月20日告示第900号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成2年10月22日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(以下「旧要綱」という。)第6条第1項の規定により承認を受けた土地利用事業に対する改正後の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(以下「新要綱」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「承認のあつた日」とあるのは、「この告示の施行の日」とする。
- 3 この告示の施行前に旧要綱第6条第1項又は第10条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出でこの告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施行前に旧要綱第10条第1項の規定により知事の同意を得たものについては、新要綱第8条の規定、別表の第2の5の規定並びに別表の第3の1の表環境の項個別基準の欄(5)及び(6)、2の表環境の項個別基準の欄(3)及び(4)、3の表環境の項個別基準の欄(5)から(7)まで、4の表環境の項個別基準の欄(2)から(4)まで、5の表環境の項個別基準の欄(3)から(5)まで、6の(1)のア、6の(2)の表自然環境の項個別基準の欄(8)及び(9)、7の表環境の項個別基準の欄(3)及び(4)並びに8の表環境の項個別基準の欄(5)から(7)までの規定は、適用しない。
- 4 この告示の施行の際旧要綱の規定により提出されている申請書等は、新要綱の相当する規定により提出された申請書等とみなす。

**附 則** (平成4年10月29日告示第946号)

- 1 この告示は、平成4年11月1日から施行する。

- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第12条第1項の事前協議の申出がなされ、この告示の施行の際現にこれに対する同意がなされていない土地利用事業（この告示の施行の日以後その内容を変更せず実施されるものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第13条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「対象事業」とあるのは、「対象事業（同要綱附則第2項の規定により同要綱の規定が適用されない対象事業を除く。）とする。

**附 則**（平成6年1月31日告示第84号の2）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「旧要綱」という。）第6条第1項又は第12条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出でこの告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施行前に旧要綱第12条第1項の規定により知事の同意を得たものに係る土地利用事業については、改正後の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「新要綱」という。）別表の第3の1の表環境の項個別基準の欄(9)、施設の項個別基準の欄(1)、(3)及び(4)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)、2の表環境の項個別基準の欄(7)、(10)及び(11)、施設の項個別基準の欄(2)、防災の項個別基準の欄(7)及び(9)並びに道路の項個別基準の欄(4)、3の表環境の項個別基準の欄(5)、(6)及び(10)、施設の項個別基準の欄(2)及び(3)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)、4の表環境の項個別基準の欄(7)、施設の項個別基準の欄(3)、防災の項個別基準の欄(8)及び道路の項個別基準の欄(5)、5の表環境の項個別基準の欄(8)、施設の項個別基準の欄(3)、防災の項個別基準の欄(8)及び道路の項個別基準の欄(6)、6の(2)の表生活環境の項個別基準の欄(1)、防災の項個別基準の欄(8)及び道路の項個別基準の欄(6)、7の表環境の項個別基準の欄(3)及び(7)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(7)並びに8の表環境の項個別基準の欄(11)、施設の項個別基準の欄(1)及び(2)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)の規定は適用せず、旧要綱別表の第3の1の表環境の項個別基準の欄(9)、施設の項個別基準の欄(1)、(3)及び(4)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)、2の表環境の項個別基準の欄(7)及び(10)、施設の項個別基準の欄(2)並びに防災の項個別基準の欄(7)及び(9)、3の表環境の項個別基準の欄(5)、(6)及び(10)、施設の項個別基準の欄(2)及び(3)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)、4の表環境の項個別基準の欄(7)及び防災の項個別基準の欄(8)、5の表環境の項個別基準の欄(8)、防災の項個別基準の欄(8)及び道路の項個別基準の欄(6)、6の(2)の表生活環境の項個別基準の欄(1)及び防災の項個別基準の欄(8)、7の表環境の項個別基準の欄(3)及び(7)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(7)並びに8の表環境の項個別基準の欄(11)、施設の項個別基準の欄(1)及び(2)、防災の項個別基準の欄(8)並びに道路の項個別基準の欄(6)の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の際旧要綱の規定により提出されている申請書等は、新要綱の相当する規定により提出された申請書等とみなす。

**附 則**（平成7年6月1日告示第447号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている市街化区域並びに市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の定められていない都市計画区域内の用途地域についての平成

8年6月24日（同日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該市街化区域並びに市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の定められていない都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が変更されたときは、当該都市計画の変更に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日）までの間の改正後の静岡県土地利用事業の適性化に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）別表第3の規定の適用については、同表第3の2の表施設の項個別基準の欄(1)のA中「第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びに」とあるのは「第1種住居専用地域及び」と、指導要綱別表第3の3の表環境の項根拠法令等の欄(18)中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」とあるのは「第1種住居専用地域」とする。

**附 則**（平成7年12月26日告示第1019号）

この告示は、平成8年1月1日から施行する。

**附 則**（平成8年1月23日告示第78号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月28日告示第342号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月24日告示第1065号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成11年4月1日告示第341号の11）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成15年3月31日告示第350号の3）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の第2の2(5)の改正規定は平成15年4月16日から施行する。

**附 則**（平成17年4月1日告示第558号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日告示第456号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日告示第349号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日告示第393号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月26日告示第258号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日告示第337号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月18日告示第175号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月23日告示第239号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日告示第338号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日告示第313号）

この告示は、平成27年4月2日から施行する。ただし、別表の第2の2の改正規定は平成27年5月29日から、別表の第3の4施設の項の改正規定は平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月1日告示第252号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日告示第500号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日告示第295号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年4月2日告示第333号）

1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。

2 次に掲げる土地利用事業の処理については、なお従前の例による。

(1) この告示の施行前に改正前の静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第1項の規定による承認の申請がなされている土地利用事業

(2) この告示の施行の際現に法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出がなされている土地利用事業（太陽光発電設備の設置の用に供するものに限る。）

**附 則**（令和元年7月1日告示第125号の2）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日告示第279号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。